

一般社団法人日本車いすテニス協会 役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「当法人」という）の定款第4章第23条に定める理事及び監事（以下「役員」という）の候補者選任に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(委員会の設置)

第2条 理事会は、役員改選を行う社員総会の相当期間前に、当法人の役員候補者を選考するため、役員候補者選考委員会（以下「役選会」という）を設置する。

- 2 前項に関わらず、役員の候補者選考が必要になった場合、理事会は役選会を設置することができる。
- 3 役選会は、理事会にて役員候補者の承認、また社員総会において役員が決定するまで存続する。

(委員の選定)

第3条 役選会は、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 3名以上12名以内
- 2 委員は、理事、監事及び外部の有識者のなかから理事会の承認を得て委嘱する。
 - 3 委員長及び副委員長は、役選会の決議により決定し委嘱する。

(役選会の開催)

第4条 役選会は、委員長が会日の7日前までに招集し、その議長となる。ただし、他の委員が招集することを妨げない。役選会が設置されて初めての委員会は、会長が招集する。

- 2 委員長に事故があるとき又はやむを得ない理由により委員長が欠席する時は副委員長が、副委員長も欠席の場合は、委員が協議の上、議長を務める。

(役選会の定足数等)

第6条 役選会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 役選会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。
- 3 役選会は、議事録を作成する。

(役員選考基準)

第7条 役選会は、次の各号の基準に基づき、役員候補者を選考しなければならない。

- ①新規就任時においてその年齢が65歳未満であること。重任の場合はこのかぎりではない
 - ②当法人の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有していること
 - ③企業経営、法務、会計、財務、国際情勢、スポーツの分野において専門的な知識または経験を有していること
 - ④健康であり、業務に支障がないこと
 - ⑤遵法精神に富んでいること
 - ⑥過去に当法人の理事または監事を行ったことがある場合には、選任される期を含めて連続10年を超えないこと
- 2 役員候補者を選考する際には、次の事項も考慮に入れなければならない。
- ①出身競技の枠にとらわれないこと
 - ②出身団体を過度に評価しないこと
 - ③年齢を過度に評価しないこと
 - ③候補者の性別の割合を可能な限り均等に近づけること
 - ④有識者による外部理事の割合を25%以上とすること

(役員候補者の決定)

第8条 役選会は、前条に基づき役員候補者を決定し、理事会に答申する。

- 2 役選会は、前項の決定に際し、必要があると認めるときは関係者に出席を求め、意見を述べさせ、または説明をさせることができる。
- 3 理事会は、役選会の答申を尊重しなければならない。

(改廃)

第9条 本規程は、理事会の決議により改廃するものとする。

附 則

本規程は、2023年7月24日から施行する。